



# 鳥取県公報

平成 20 年 10 月 28 日(火)  
第 8 0 3 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (710) (指導管理課) . . . . . 2 大規模小売店舗の新設の届出 (711) (経営支援チーム) . . . . . 2 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (712) (水産課) . . . . . 3 県道の供用の開始 (713) (道路企画課) . . . . . 4 公有水面の埋立ての免許 (714) (空港港湾課) . . . . . 4 土地改良事業の工事の完了 (715) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (716) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
◇ 内水面漁 管委告示	ブラックバス等の再放流の禁止に関する指示 (6) . . . . . 6
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) . . . . . 6 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第710号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
465	鳥取銀行中山支店	名称	鳥取銀行中山支店	鳥取銀行中山出張所	平成20年10月27日
448	鳥取銀行境内浜支店	〃	鳥取銀行境内浜支店	鳥取銀行境内浜出張所	〃
430	鳥取銀行誠道支店	〃	鳥取銀行誠道支店	鳥取銀行誠道出張所	〃
453	鳥取銀行溝口支店	〃	鳥取銀行溝口支店	鳥取銀行溝口出張所	〃

## 鳥取県告示第711号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）デオデオ新鳥取本店  
鳥取市安長71-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - （1）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社FGB 代表取締役 藤原正  
鳥取市千代水一丁目17
  - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社デオデオ 代表取締役 友則和寿  
広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年6月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,761㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - （1）駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 220台（うち身体障害者用 4台）
  - （2）駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり

- イ 収容台数 140台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - ア 位置 8の書類に記載のとおり
  - イ 面積 70.20㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ア 位置 8の書類に記載のとおり
  - イ 容量 19.80㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 5か所
    - イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成20年10月10日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成20年10月28日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室  
鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光部産業振興課
- 11 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第712号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北二丁目2-1 兜金 俊男 鳥取市賀露町北三丁目2-3 網師野 久雄	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西 四丁目1806 鳥取県漁業協同 組合本所	平成20年10月 28日から同年 11月11日まで

**鳥取県告示第713号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年10月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子境港線	米子市大篠津町字元屋敷1329地先から同市大篠津町字城跡4513-1地先まで	平成20年10月31日

**鳥取県告示第714号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 免許の日

平成20年10月22日

## 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

大山町

大山町長 山口 隆之

西伯郡大山町御来屋328

## 3 埋立区域

## (1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

## (2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線及び17の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から278度25分34秒、2,505.82メートルの地点

- 2の地点 1の地点から170度20分45秒、10.00メートルの地点  
3の地点 2の地点から169度15分26秒、10.00メートルの地点  
4の地点 3の地点から172度31分14秒、10.01メートルの地点  
5の地点 4の地点から168度10分8秒、10.00メートルの地点  
6の地点 5の地点から169度22分18秒、10.00メートルの地点  
7の地点 6の地点から178度1分19秒、10.11メートルの地点  
8の地点 7の地点から159度44分1秒、10.15メートルの地点  
9の地点 8の地点から168度44分29秒、10.00メートルの地点  
10の地点 9の地点から177度54分35秒、10.10メートルの地点  
11の地点 10の地点から169度39分30秒、10.00メートルの地点  
12の地点 11の地点から234度23分20秒、7.36メートルの地点  
13の地点 12の地点から349度42分55秒、20.05メートルの地点  
14の地点 13の地点から79度42分58秒、0.60メートルの地点  
15の地点 14の地点から349度42分55秒、80.50メートルの地点  
16の地点 15の地点から259度42分55秒、3.10メートルの地点  
17の地点 16の地点から349度42分55秒、2.60メートルの地点

(3) 面積

707.71平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003-3、1003、1004-3、1003-5及び1003-4並びに同字1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からHの地点までを順次に直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から279度24分17秒、2,504.56メートルの地点

Bの地点 Aの地点から170度2分7秒、121.24メートルの地点

Cの地点 Bの地点から170度57分26秒、42.13メートルの地点

Dの地点 Cの地点から259度42分54秒、13.77メートルの地点

Eの地点 Dの地点から238度30分36秒、16.91メートルの地点

Fの地点 Eの地点から277度34分42秒、36.18メートルの地点

Gの地点 Fの地点から349度42分55秒、122.66メートルの地点

Hの地点 Gの地点から14度52分44秒、39.46メートルの地点

(3) 面積

10,389.79平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

---

**鳥取県告示第715号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	農村総合整備事業 東郷地区 暗渠排水	平成16年3月27日
〃	農村総合整備事業 東郷地区 農業用排水	平成17年7月4日
〃	農村総合整備事業 東郷地区 区画整理	平成17年8月11日
〃	単県農業農村整備事業 八ノ尾澤地区 区画整理	平成17年3月28日

**鳥取県告示第716号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人 仁厚会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根43	居宅介護支援センター・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123 - 1	平成20年10月1日

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成20年10月28日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

## 1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

## 2 指示期間

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

**公 告**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成20年10月28日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
森本清建設有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里959-10	八頭郡八頭町福地字今熊692外9筆 (68,935平方メートル)	風化花崗岩 (96,060立方メートル)	平成20年9月16日から平成24年9月15日まで	平成20年9月16日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年10月28日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外4筆 (4,968平方メートル)	平成20年7月1日から平成21年6月30日まで	砂利採取場の所在地	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外3筆	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外4筆	平成20年9月1日
				砂利採取場の面積	3,013平方メートル	4,968平方メートル	

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社パイプフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2259-37外2筆 (12,253.60平方メートル)	砂 (13,926.35立方メートル)	認可の期間	平成19年4月6日から平成20年9月30日まで	平成19年4月6日から平成21年8月31日まで	平成20年9月29日